



船橋市

『ペットと安全に避難
するためのハンドブック』



危機管理課



目 次

ページ

はじめに	1
1 避難する前に！	2
2 大規模災害時に予想されるペットの被害	4
3 宿泊可能避難所へ避難する時の心がけ	4
4 「避難所ペット登録台帳」	4
5 避難所生活のルール	5
6 ペット同行避難の対象とする動物	5
7 宿泊可能避難所の基本方針	5
8 飼い主不明動物の保護	7
9 平常時に準備しておくもの	10
10 不足資材・食糧等の補給	10
11 日頃からの心がけ	11
12 補助犬について	11
13 災害時動物ボランティアの要請	11
14 最後に	12
15 資料	13
「避難者カード」「避難所ペット登録台帳」「ペットの飼い主の皆さんへ」	
16 我家のペットメモ	15

はじめに



大規模災害が発生すると、ペットも人間同様に生活の場を失います。

近年のペットブームなどを背景に、ペットを飼育する家庭が急増しており、家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人達が増えています。

こういった情勢からペットとの同行避難を要望する声も多く、避難者が避難所にペットを連れて来ることが予想されます。

共同生活を営む避難所において、衛生面や騒音などの環境面でペットとの同居は極めて困難で、ペットとの同行避難とペットとの同居は別の問題である事を認識し、人とペットが共存するには一定のルールを設け、トラブルにならないように注意することが必要になります。

飼育しているペットと飼い主が離ればなれになってしまうと、逃走して町をうろついたり人に危害を加えてしまうなど、衛生面や安全面で非常に問題になります。

避難者は、できる限り飼育しているペットを同行避難することとしますが、人用の「非常持出袋」と共にペット用の「非常持出袋」も平常時から用意しておいて、持参して下さい。

1 避難する前に！

火災など身に危険が迫ったり、自宅が無事でない時に避難をします。

(1) 落ち着いて、その場に応じて自分や家族の身を守る。

※ 揺れが収まったら靴やスリッパを履いてから、ドアや窓を開けて、逃げ道を確保します。

驚いたペットが走り回って足の裏等を負傷しないようペットの体を押さえて守ります。

(2) 火災は小さいうちに消火する。

※ コンロの火を消したりするのは、揺れが収まってからにします。その後、ガスの元栓を閉めます。

(3) 近所の方、特にお年寄りや体の不自由な方の安否を確認する。

※ 一人暮らし高齢者など、要配慮者がいる世帯には積極的に声をかけ、安否を確認します。

(4) 余震に注意する。

※ 間違った情報に惑わされないように、ラジオ等で正確な情報を収集します。

(5) 生き埋めや、怪我人等が発生したら、隣近所と協力して助け合う。

※ 決して無理をせず、自身の身の安全を確保してから救出作業を行います。

- (6) 避難等で住まいを離れる時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてから避難する。

※ 通電火災による出火に気をつけましょう。

- (7) 避難所に行かなくても大丈夫なように備えます。

※ 水や食料等一週間分以上と、自宅のトイレで使用可能な災害用トイレ（凝固剤使用）などを備蓄しましょう。

食品

米(缶詰やレトルトにごはんなども便利)、缶詰、菓子類、梅干しや調味料など



水

飲料水は1人1日3リットルを目安に。沸かしてから飲む



燃料

卓上コンロ、固形燃料、予備ボンベなど。



お年寄りや乳幼児食品も用意

粉ミルクや離乳食、流動食、おかゆなど。



カップ麺で5ヶ月・袋麺で6ヶ月・缶詰3年・アルファ化米5年

被災者の声「あって良かった♪」→普段からの買い置きが大いに役立つ

- 「即席麺」、「缶詰」、「レトルト食品」、「バック米飯」、「即席味噌汁」・・・お腹にたまる
- 市販の「離乳食」や「流動食」と用具類・・・乳幼児や高齢者等にとって最も重要
- 「アレルギー対応食品」・・・公的備蓄や支援品を食べて発症した例も多数あり
- お菓子類・・・非日常からの開放、パワー供給（チョコレート、飴、キャラメルなどは脳と心の安らぎに）

日頃の食材として活用できるものを買い置きし、消費と補充のサイクルを作り出すことが出来れば、消費期限を意識することなく備蓄でき、いざ災害時にも好みの食事がとれます。非日常が続く災害時、普段と同じ味を口にできることは大きな安心につながるのです。



家具の転倒防止とガラス等の飛散防止も忘れずに！

(8) ペットのための備蓄品

備えておくもの	詳 細
餌・飲料水	ペットフード 保存がきき、普段食べなれているものを多めに用意し、予備の食器も一緒に準備しておく。
名札・鑑札	身元確認用 飼い主の氏名・連絡先等を記入し、ペットの年齢・病歴・ワクチン接種の有無（ワクチンの証明書）なども記入しておく。
医薬品	○常備薬、消毒液、ガーゼや包帯などを準備し、人用の非常持出袋と一緒に保管する。また、怪我した場合に備え、掛かりつけの獣医師から応急処置の方法等を教わっておくと良い。
ペット用品	○リード、首輪、ケージやキャリーバック、トイレシート等医薬品と共に準備する。
その他	○捜索用のペットの写真、古新聞やタオル、飼い主の臭いのついた物など。 （飼い主と離れて暮らさざるを得なくなった時、ペットを安心させるために） ○飼育場で繋ぐ為のカラビナ等があると便利です。 ○コンパクトなマズル（口輪）など

※ 宿泊可能避難所には、ペット用の備蓄品はありませんので、必要に応じて準備して下さい。

2 大規模災害時に予想されるペットの被害

- (1) 火傷や怪我などの負傷
- (2) 倒壊建物内の閉じ込め
- (3) 迷子
- (4) 飼い主が受傷したり帰宅困難等で不在になる
- (5) 同行避難による周囲とのトラブル等

3 宿泊可能避難所へ避難する時の心がけ

自宅が無事でない時など、ペットと同行避難をすることになります。

大規模災害時には車の使用はできないので、リードやキャリーバック等で移動します。キャリーバックなどでの移動を日頃から経験させて、慣れさせておきましょう。

また、リード等を使用して避難する場合は、リードを短く持ち瓦礫等で足裏を負傷しないよう慎重に避難路を選び、切れた架線等に十分注意しながら避難します。

避難所についたら、避難所関係者の指示に従います。

4 「避難所ペット登録台帳」

船橋市では、ペット同行避難者に対し、飼い主には「避難者カード」、ペットには「避難所ペット登録台帳」に必要事項を記載していただきます。

「避難所ペット登録台帳」の記載事項は、

- (1) 飼い主情報 （ 住所・氏名・連絡先 ）
- (2) ペットの種類と頭数
- (3) ペットの特徴 （ 性別・体格・毛色・その他必要事項 ）
- (4) 個体識別装置の有無 （ 鑑札・マイクロチップなど ）
- (5) 健康状態、服用薬等
- (6) その他 （ ワクチン接種の有無・不妊去勢手術の有無・
狂犬病予防注射の有無など ）

5 避難所生活のルール

「避難所ペット登録台帳」を記載して頂いた方達に、「ペットの飼い主の皆さんへ」を配布し、避難所生活のルール等を説明し理解を求めます。

また、発災当初宿泊可能避難所には、ペット専用の備蓄品等が無い事と「飼い主責任の原則」を伝え了解を得ます。

6 ペット同行避難の対象とする動物

同行避難の対象とする動物は、原則として、犬・猫・小鳥・リスやハムスターなどの小型のげっ歯類等の小動物で、大型動物・危険動物・蛇等の爬虫類の同行避難はできません。

7 宿泊可能避難所の基本方針



宿泊可能避難所での同行ペットの管理は、飼い主が共同で

行います。

ペットの収容場所については、避難所敷地内の一角や一室に専用スペースを設け、つなぐかケージなどで飼育するようにします。

- (1) ペットの飼育・管理は、飼い主が全責任を負う事が基本。
- (2) 居住スペースには、原則としてペットの持ち込みは禁止。
- (3) ペット収容場所については、避難所となる施設に生き物小屋等が併設されている場合は、施設管理者と協議し同種のペットを飼育します。

また、屋外に繋ぐ場合は、広い場所で、鉄棒や鉄柱等支柱となるものがある場所を選びます。

飼育スペースには、出来る限り屋根・壁等をつけ、風雨がしのげるようにし、校庭等での放し飼いを禁止します。

- (4) 収容場所決定の要素としては、就寝スペースから離れていて鳴き声などの影響が少ない事や、物資の運搬などの避難所運営活動の支障とならない事などがあげられます。
- (5) ペット用品は原則として飼い主が全て準備します。

※ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の時、東北のとある学校避難所では、学校長の判断で、避難スペースから一番離れた出入に便利な1階の教室を、ペッ

ト同行避難者に開放しましたが、使用後は飼い主が全員で元の状態に戻すことを条件に使用を許可しました。

8 飼い主不明動物の保護

飼い主不明の動物が発見された時、または、持ち込まれた時は、飼い主が判明するか、市の動物保護施設に移送されるまでの間、避難所内の飼育スペースで保護します。

- (1) 同行避難動物と同様に「避難所ペット登録台帳」に記載します。
- (2) 負傷又は病気をしていると思われる場合は、市災害対策本部へ連絡し、獣医師会の協力を要請します。
- (3) 保護した動物の情報は、保護時、引取り・移送等の移動時に、必ず船橋市動物救護センター（船橋市動物愛護指導センター）に連絡します。
- (4) 保護した動物の情報は周辺避難所や地域に発信し、飼い主探しに努めます。
- (5) 避難者から失踪した動物の搜索依頼があった場合、避難所運営委員会衛生班が窓口となり、船橋市動物救護センター（船橋市動物愛護指導センター）と連絡調整を行います。

9 平常時に準備しておくもの

- (1) 飼い主用「非常持出袋」

☆ 特に「常飲薬」がある方や、「継続投薬を受けている方」は1週間分を常に手元に起き、そして、「お薬手帳」や「飲み終わった薬袋」を持ち出し袋などに入れておきましょう。
(アレルギー体質の方、ストーマなど装具を使う方は自助としての備えを)

※男性 15 kg 女性 10 kgを目安に。



貴重品

現金、権利証書、預金通帳、免許証、健康保険証、印鑑、クレジットカード類、10円硬貨、テレホンカードなど。



非常食品

乾パン、缶詰など火を通さなくても食べられる物やミネラルウォーターなど。



応急医薬品

ばんそうこう、傷薬、包帯、抗生物質、病人やお年寄りの常備薬など。



懐中電灯

予備電池も忘れずに。



ラジオ

予備電池も忘れずに。



衣類

下着、上着、タオル、紙おむつなど。



洗面用具など

歯ブラシ、せっけん、生理用品など。



(2) ペット用「非常持出袋」

- ① ペットフード（ドライフード）、フード入れ
- ② ペット用の水、水入れ
- ③ 携帯用ペットボール
- ④ Tシャツ（保温及び毛の飛散防止）
- ⑤ 足ふき用雑巾、ガムテープ
- ⑥ キャリーバックやクレート、リード、首輪
- ⑦ ゴミ袋、ペットシート、トイレットペーパー
- ⑧ 携帯カイロ、冷却シート
- ⑨ 犬用目薬、病院処方薬
- ⑩ 猫用トイレセット（猫砂、入れ物）
- ⑪ 迷子札、鑑札票、予防接種証明書
- ⑫ 写真（迷子になった時用）、おもちゃ 等

10 不足資材・食糧等の補給

ペット同行避難者は、不足資材・食糧等がある場合は、避難所運営委員会衛生班に申し出ます。

衛生班は市災害対策本部に報告し、船橋市動物救護センター（船橋市動物愛護指導センター）等と調整を図るよう依頼します。

11 日頃からの心がけ

(1) 緊急時の預け先を見つけておく

遠方に、預かってくれる方を見つけておく事も大切です。

避難所はペットにとって良い環境とは言えないので、ペットを飼っている親類や親友等と、被害の無い方がペットを預かるといように、お互いに助け合う形で約束しておくとう安心です。

また、預け先の方に迷惑をかけないように日頃のしつけをしかりし、健康管理の仕方など飼育メモの準備もしておくとう良いでしょう。

(2) ワクチン・予防接種



感染予防のためワクチン接種と、狂犬病予防の注射を行う。

(3) 名札・鑑札を付ける

災害発生時に迷子になる等した時に、救護センター等に飼主が探しに行っても、飼い主を特定できる物が無いと、飼い主

かどうかの判断ができません。

過去の震災時に、動物の飼い主を特定することが困難であったと言う事例があり、迷子になったペットをいち早く見つけるためには名札・鑑札を付けます。

12 補助犬について



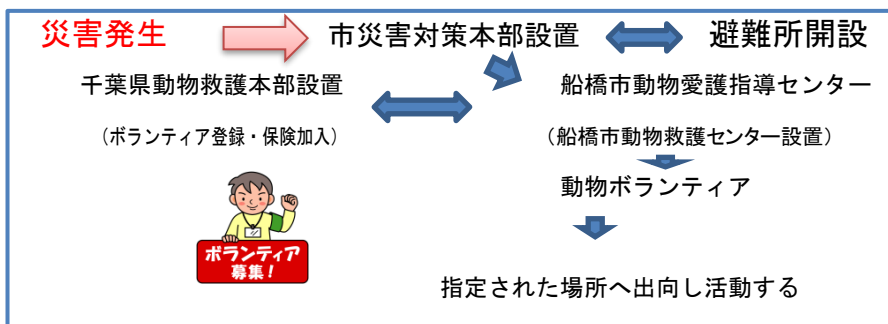
盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、ペットとは捉えず要配慮者への支援として考える必要があります。

「身体障害者補助犬法」により、公共的な施設を身体障害者が用する場合に同伴が認められています。

ただし、他の避難者がアレルギーなどを起こす可能性がある場合は、身体障害者と補助犬に別室を準備する必要があります。

13 災害時動物ボランティアの要請

避難所が開設されペット同行避難者が多数避難し、宿泊可能避難所から市災害対策本部に動物ボランティアの要請があった場合、市災害対策本部から船橋市動物救護センターに必要人数を要請します。



(1) 動物ボランティアの活動

- ① 衛生面のサポート
- ② 食事
- ③ 散歩
- ④ 行方不明等の搜索
- ⑤ 被災地域外での預かり 等

14 最後に

飼っている人には最愛のペットでも、動物が苦手な人にはストレスの原因となります。

トラブル防止のため、相手の身になって相互協力しましょう。

他の避難者からの不満等トラブルが生じた時は、避難所運営委員会で協議し対応します。

不自由な避難所生活を少しでも快適にするためには、避難者全員の相互協力が必要です。

(注意)

平成16年10月23日に発生した新潟中越地震では、ペットの身を案じペットと離ればなれになる避難所生活を避け、自宅近く車中泊を続けていた女性が、エコノミークラス症候群で死亡するという痛ましい事故も発生しました。

『 避難者全員のご理解ご協力をお願いいたします。 』

※ 詳しくは「船橋市避難所運営マニュアル」をご覧ください。

15 資料

避難者カード (世帯単位)

避難所 No.

入所日		年 月 日		自治会名				居住組	
住所	〒 -			自宅被害	全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出 / その他 ()				
電話	() -			避難している場所					
FAX	() -			☐ 避難所 ☐ 避難所以外の場所 自宅/テント/車両/他					
その他連絡先	〒 - TEL () -								
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)						けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、外国人など特に配慮が必要なこと		避難所運営に協力できること	
フリガナ 氏 名		生年月日 年齢		性別	続柄				
世帯主			年 月 日 歳	男 女					
ご家族			年 月 日 歳	男 女					
			年 月 日 歳	男 女					
			年 月 日 歳	男 女					
			年 月 日 歳	男 女					
			年 月 日 歳	男 女					
ペットの状況		☐ 同伴希望 ☐ 在宅避難 ☐ 行方不明 ☐ その他 () ☐ 種類 () 頭数 ()							
安否などの問い合わせがあった場合、住所、氏名を公開しても良いですか						☐ 可 ☐ 否			
退 出 年 月 日					年 月 日 時 分				

15 資料

このカードは、入所時に世帯代表の方が記入し、名簿班へお渡し下さい。

【避難者の方へ】

- 避難所入所にあたり、この避難者カードを提出することで避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに名簿班に申し出て、修正して下さい。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所(〇〇町〇〇丁まで)、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとします。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断して下さい。)
- 避難者カードに記載された情報は、避難所運営における各種の支援活動において必要な情報であることから、避難所内で共有化します。
- 要配慮者情報や行方不明者情報等は、支援や捜索の必要上、「否」とした場合でも、関係機関に情報を提供する場合があります。
- 避難状態については、区分から選択して下さい。
- 要配慮者である場合は、特別な配慮の欄に記入して下さい。

15 資料

避難所ペット登録台帳

避難所 ・ No.

No.	飼育者情報	動物種 と 種類	性別	体格	毛色	ペット の名前	登録日 退所日	健康状態 予防接種 服用薬等
記入例	氏名: 船橋 太郎 住所: 船橋市湊町 2-10-〇〇 電話: 047-436-〇〇〇〇	犬 柴犬	☒ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☒ 中型 ☐ 小型	茶色	ポチ	00-00-00 ・ ・	良好 狂犬病 フレンドリーの薬
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	
	氏名: 住所: 電話:		☐ オス ☐ メス ☐ 不妊済	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 小型			・ ・ ・ ・	

※複数のペットを飼っている方は、それぞれの情報をお書きください。

※複数のペットを飼っている方は、それぞれの情報をお書きください。

15 資料

ペットの飼い主の皆さんへ

大規模災害発生後、火災や家屋の倒壊によって被害を受けて避難所生活を余儀なくされた時、多くの被災者は恐怖や不安から平常心を失っている状況下で、共同生活を送らなければなりません。

被災者のみならずペットにとっても、見知らぬ人たちの中で、限られたスペースでの生活はストレスの原因となり、異常行動を取ったり、病気になったりすることもあります。

ペットとの同行避難は、避難所の責任者や被災者の理解と協力のもと、ペットの飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。

ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- 1 ペットの飼い主さんは「ペット登録台帳」に必要事項を必ず記載して下さい。
 - 2 犬は鑑札（登録）、注射済票（狂犬病予防注射）を付けて下さい。
猫は迷子札を付けて下さい。
 - 3 ペットは、指定された場所につなぐか、オリやケージの中で飼って下さい。
 - 4 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行って下さい。
 - 5 屋外の指定された場所で排便させ、後始末を必ず行って下さい。
 - 6 原則としてペットの食料は飼い主さんが用意して下さい。
また、給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けを行って下さい。
 - 7 運動やブラッシングは、必ず屋外で行って下さい。
 - 8 飼育困難な場合は、避難所運営委員会に申し出て下さい。
（船橋市動物愛護指導センター、獣医師会等関係団体の協力のもと、一次預かり可能なペットホテルや動物病院などの施設の照会をします。）
 - 9 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡して下さい。
- ※ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬については、ペットとは捉えず要配慮者等への支援として考えます。

避難所運営委員会

16 我家のペットメモ

飼い主さん	住 所			
	氏 名			
	連絡先			
ペ ツ ト 情 報	名 前		年 齢	歳
	種 類		性 別	☐ オス・ ☐ メス・ ☐ 去勢済
	体 格	☐ 大型・ ☐ 中型・ ☐ 小型	毛 色	色
	健康状態		性 格	
	掛かりつけ	①	①電話	
	病院名	②	②電話	
	服用薬			
	施術歴			
	予防注射			
	ペットフード名			

※ペットの写真をお貼り下さい。

